

広川町役場空調設備等更新事業

公募型プロポーザル募集要領

令和4年7月

広川町役場 総務課

— 目 次 —

1	概要、目的等	1
(1)	事業名	1
(2)	目的	1
(3)	事業方式	1
(4)	事業期間	1
(5)	業務内容	1
(6)	業務費上限額	1
2	参加資格	2
3	全体スケジュール	3
4	配布資料	3
5	質疑回答	3
(1)	受付期間	3
(2)	質疑事項提出先、提出方法	3
(3)	回答日	3
(4)	回答方法	4
6	参加意思表示	4
(1)	提出書類	4
(2)	受付期間	4
(3)	参加表明書提出先、提出方法	4
7	企画提案書	4
(1)	提出書類	4
(2)	提出部数	4
(3)	受付期間	5
(4)	提出先	5
(5)	提出書類の取扱い	5
(6)	法令等の遵守	5
(7)	失格事項	5
(8)	辞退の方法	5
8	プレゼンテーション	6
(1)	日時、場所	6
(2)	進行	6
(3)	その他	6
9	審査及び審査項目	6
(1)	プロポーザル選定委員会	6
(2)	参加資格審査（第一次審査）	6
(3)	企画提案書・プレゼンテーション審査（第二次審査）	6
(4)	契約候補者の選定	6
(5)	審査項目	8
10	審査結果について	10
11	契約手続きについて	10
12	その他	10
(1)	費用負担について	10
(2)	参加辞退について	10
13	担当窓口	10

1 概要、目的等

(1) 事業名

広川町役場空調設備等更新事業

(2) 目的

本事業は、広川町役場における施設環境向上による町民サービス水準を高めること、及び省エネ性の高い設備導入による環境負荷低減の一環として、広川町役場の空調設備、照明設備、自動火災報知設備の更新を実施するものである。また、公募型プロポーザル方式で事業者を選定し、プロポーザル提案の内容を基に民間ノウハウの活用を図りつつ、空調設備等更新事業に関する設計、施工、その他業務を実施する。それにより、本事業を効率的かつ効果的に実施し、本町の財政負担を最小かつ平準化するとともに、短期間で空調設備等更新を実現することを目的とする。

(3) 事業方式

本事業の事業方式は、リース方式とする。

(4) 事業期間

工事期間：契約日から令和5年2月28日

賃貸借期間：令和5年3月1日から令和18年2月29日

(5) 業務内容

本事業の業務内容は、以下のとおりである。

ア 設計業務

- (1) 空調設備等の設計業務
- (2) その他付随業務

イ 施工業務

- (1) 空調設備等の施工業務
- (2) その他付随業務

ウ 維持管理業務

- (1) 空調設備等の維持管理業務
- (2) その他付随業務

エ その他業務

- (1) 統括管理業務
- (2) 所有権移転業務

(6) 業務費上限額

月額：1,428,450円（税込）

総額：222,838,200円（税込）

2 参加資格

- ① 事業者は、本事業の仕様書に定める各種業務（設計、施工等）を確実に実施できる体制を整備する単独企業（以下、単独企業）、または主たる事業がリース業である者を代表者とする設計・施工事業者等の構成員からなる事業グループ（以下、グループ）とすること。
- ② 事業者は、参加申請時に「グループ構成届」を提出し、グループの場合は、代表者、構成員及びそれぞれの役割分担を明確にすること。
- ③ 単独企業、及びグループの構成員は、複数のグループの構成員となることはできない。
- ④ 単独企業、またはグループの代表者は、過去3年以内に自治体所有施設（公共、教育施設）において同種・類似業務の実績（空調設備賃貸借・リース等を開始した実績）を3件以上有すること。
- ⑤ 単独企業は、経営事項審査（電気・管工事ともに）1,000点以上の企業であること。グループの場合は、グループの施工を担当する構成企業は、経営事項審査（電気・管工事ともに）1,000点以上の企業であること。
- ⑥ 単独企業、またはグループの構成員は、以下を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
 - ウ 広川町建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止又は広川町建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を受けていないこと。
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう）ではないこと。
 - オ 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準じる者をいう。）ではないこと。
 - カ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
 - キ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 全体スケジュール

(1) 公募開始	令和4年7月25日(月)	
(2) 質疑受付開始	令和4年7月25日(月)	
(3) 参加表明書受付開始	令和4年7月25日(月)	
(4) 参加表明書受付締め切り	令和4年8月1日(月)	
(5) 質疑受付締め切り	令和4年8月3日(水)	
(6) 参加資格審査結果通知	令和4年8月3日(水)	
(7) 質疑回答(ホームページ公開)	令和4年8月5日(金)	
(8) 企画提案書受付開始	令和4年8月5日(金)	
(9) 企画提案書受付締め切り	令和4年8月16日(火)	
(10) 企画提案書類・ プレゼンテーション審査	令和4年8月23日(火)	※予定
(11) プレゼンテーション審査結果通知	令和4年8月25日(水)	※予定
(12) 契約締結	令和4年8月26日(金)	※予定

※予定については、公告時点の予定であり、変更の可能性のあるもの。

4 配布資料

- (1) 募集要領
- (2) 仕様書・特記仕様書
- (3) 平面図等
- (4) 各種提出様式

5 質疑回答

仕様書、特記仕様書、平面図及び本募集要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式1)を提出すること。

(1) 受付期間

令和4年7月25日(月)～ 令和4年8月3日(水) 17時まで

(2) 質疑事項提出先、提出方法

「13 担当窓口」に記載のあるメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。(誤送信等により未着の場合には質疑回答を行わない)

(3) 回答日

令和4年8月5日(金)

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、質問書を提出した企業（以下「質問者」とする。）に対し電子メールにて回答する。併せてホームページ上においても公表する。ただし、質問者の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合には、質問者のみに回答することがある。

6 参加意思表示

(1) 提出書類

次に掲げるア～オの書類を持参又は郵送にて提出すること。

- ア 参加表明書（様式 2-1）
- イ グループ構成届（様式 2-2）
- ウ 会社概要書（様式 2-3）
- エ 業務実績調書（様式 2-4）
- オ 経営事項審査結果通知書（最新の写しとする）
※グループの場合は、施工を担当する構成員のみ。

(2) 受付期間

令和 4 年 7 月 25 日（月）～令和 4 年 8 月 1 日（月） 17 時必着

(3) 参加表明書提出先、提出方法

「1.3 担当窓口」に記載のある窓口に郵送又は持参若しくはメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には参加意思なしとみなす）

7 企画提案書

(1) 提出書類

次に掲げる書類を持参又は郵送にて提出すること。

- ア 企画提案書提出届（様式 4）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 見積書（任意様式）
※ただし、賃貸借料月額（税抜）、総額（税抜）を必ず記載すること
- (ア) 企画提案書は、1 部ずつファイルに綴じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載すること。）
- (イ) 使用する文字の大きさは 10 ポイント以上とする。
 - (ウ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
 - (エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
 - (オ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 6 部（副本は複写可） 計 7 部

(3) 受付期間

令和4年8月5日（金）～令和4年8月16日（火）17時必着（持参又は郵送）

(4) 提出先

「13 担当窓口」の通り。

(5) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しない。また、参加者に無断で本事業の選定以外に使用しない。
- イ 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがある。また、町が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。
- エ 契約事業者は提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがある。
- オ 提案書の提出は、1者につき1案とする。

(6) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、事業者に属することとする。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格になる。

- ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- オ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- カ 予定金額の上限金額をこえるとき（貸借借料月額（税抜）・総額（税抜）ともに）
- キ その他、企画提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかったとき。
- ク 事業者選定前までに、選定委員と本事業に関して接触を持ち又は持とうとした応募者は、失格とする。

(8) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式3）を郵送又は持参により提出すること。

8 プレゼンテーション

(1) 日時、場所

日時：令和4年8月23日（火）を予定

場所：広川町役場

※上記日時、場所は、予定であり変更となる可能性があるもの。

確定した日時、場所については、参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

(2) 進行

企画提案書に基づく参加者からの説明（30分以内）を行った後、質疑応答（20分以内）を行う。プレゼンテーション全体の時間は、各グループ50分程度とする。

(3) その他

ア プレゼンテーション当日の参加人数は各グループ5名以内とする。

イ 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書により行うこと。

ウ パワーポイントの使用は可能とする、町ではスクリーン・プロジェクターを用意する。パソコン等の設備については、事業者にて用意すること。

エ 参加時に提出した企画提案書の内容に係る修正は認めない。

9 審査及び審査項目

(1) プロポーザル選定委員会

契約候補者の選定は、広川町役場空調設備等更新事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）において行う。

(2) 参加資格審査（第一次審査）

事務局は、提出された「6 参加意思表示」記載書類を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。

(3) 企画提案書・プレゼンテーション審査（第二次審査）

参加資格審査を通過した参加者は、企画提案書、プレゼンテーション審査を行う。

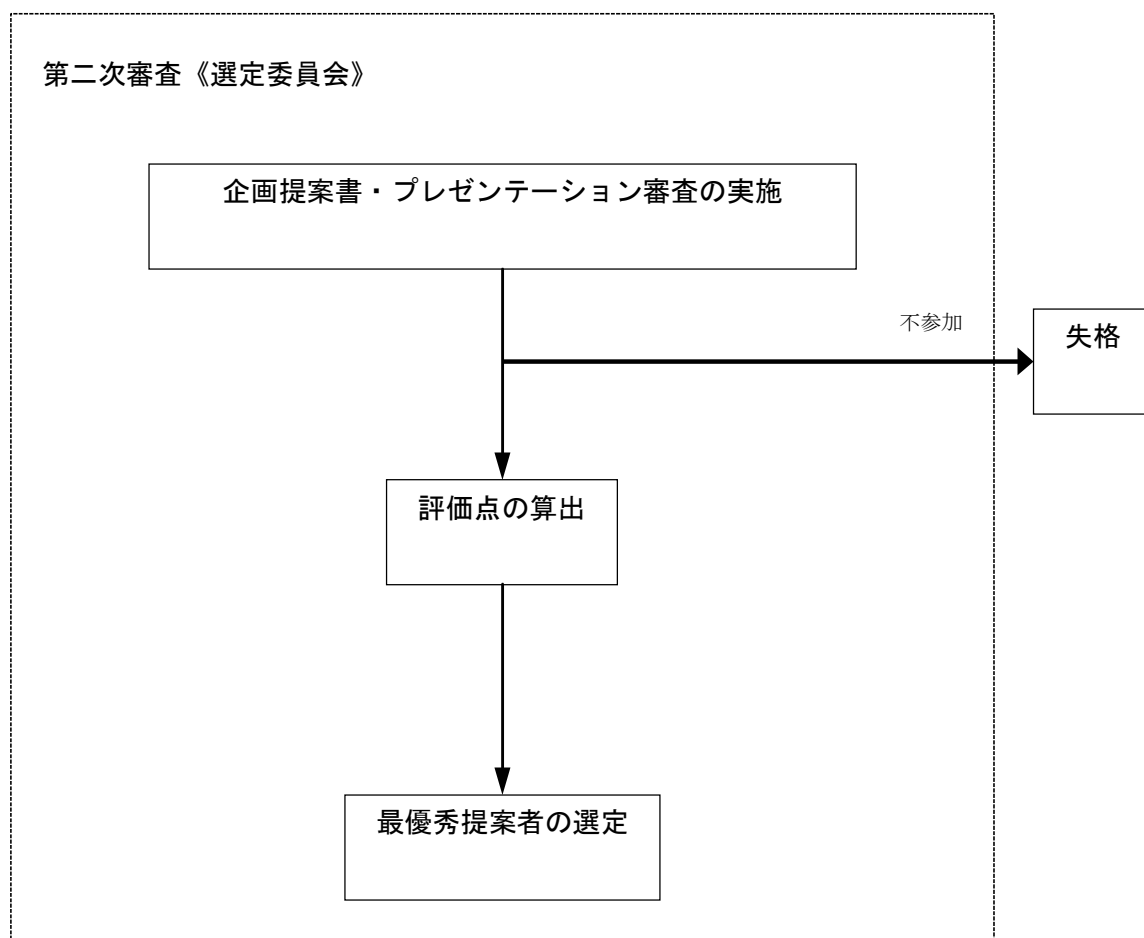
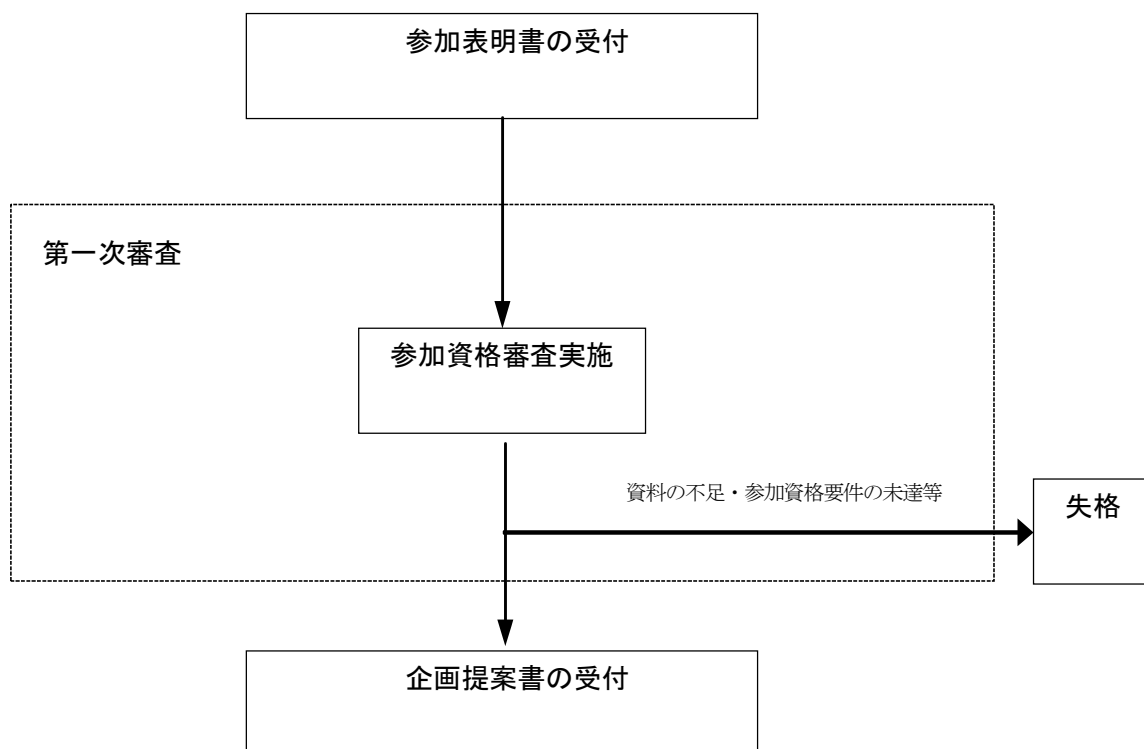
選定委員会は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びそれに関する質疑内容等について審査項目に基づき評価を行う。

(4) 契約候補者の選定

企画提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務計画内容、価格等を総合的に評価し、評価点がもっとも高い参加者を最優秀提案者として選定する。

企画提案書・プレゼンテーション審査に進んだ応募者が1者であった場合には、技術評価の点数が満点の60%以上であれば、当該応募者を最優秀提案者として選定する。

最優秀提案者選定までの流れは、次のとおりである。



(5) 審査項目

評価点の項目と配点は以下のとおりである。

大項目	小項目	評価の視点	配点	様式	
実績等 評価	同種・類似 業務の実績	①事業者は、過去3年以内に公共施設における同種・類似業務のリース実績を有しており、十分な実施能力があるか。 ②施工企業は、過去3年以内に公共施設における同種・類似業務の工事实績を有しており、十分な実施能力があるか。	10	30	2-4
	業務実施体制	①事業者、その他構成員の配置が適切であるか。 ②本業務を円滑に遂行できる体制が構築されているか。	10		自由
	企業の健全性	①事業者の財務状況は健全か。 ②リスクに対する対応が適切か。	10		自由
技術 評価	業務フロー・ スケジュール	①設計、施工について、適切な業務フローが提案されているか。 ②早期に工事を完了させるための工程上の工夫があり、かつ、具体的に提案されているか。 ③町の業務に支障、影響が少ない工程が提案されているか。	10	45	自由
	設計業務の 実施方針	①必要な機能や安全性を満たすための適切な設計方針が示されている。 ②イニシャルコストの妥当性が担保されるための適切な設計方針が示されているか。 ③施設環境及び環境性能の向上を実現するための導入計画が具体的に提案されているか。 ④民間事業者のノウハウの活用を図り、本事業を効率的かつ効果的に実施するための具体的な提案があるか。 ⑤ランニングコストの評価の妥当性が担保された適正な空調方式（電気式、ガス式等）が選定された提案があるか。	15		

	施工業務の実施方針	<p>①工期を厳守し、品質・安全を確保するための適切な施工方法が提案されているか。</p> <p>②職員・施設利用者に対する安全管理、庁舎及び近隣に対する環境配慮について、適切な方法が提案されているか。</p> <p>③複数設備更新に関する管理のための適切な方法が提案されているか。町への報告、調整方法について適切な方法が提案されているか。</p>	10		
	維持管理業務の実施方針	<p>①空調設備の点検等の維持管理業務の適切な実施方法が提案されているか。</p> <p>②空調設備の維持管理業務にあたって、職員・施設利用者、及び庁舎、近隣に対する安全対策等が図られている提案があるか。</p> <p>③空調設備の維持管理業務にあたって、職員・施設利用者への支障の少ない作業方法の提案があるか。</p> <p>④その他の提案があるか。</p>	10		
県内業者活用	県内事業者の活用	県内事業者の活用について具体的な提案があるか。	10	10	自由
価格評価	見積金額	見積金額は妥当か。	15	15	自由

1 0 審査結果について

参加資格審査、企画提案書・プレゼンテーション審査とも審査結果を、決定後速やかに文書で通知する。また、企画提案書・プレゼンテーション審査後、ホームページ上にて審査結果を公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

1 1 契約手続きについて

最優秀提案者と協議のうえ提案内容を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに契約を締結する。なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがある。

1 2 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、企画提案書等の提出者の負担とする。

(2) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはしない。

1 3 担当窓口

部署名：広川町役場 総務課

担 当：沖・山本

住 所：〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広1500番地

電 話：0737-23-7732（直通）

電子メール：soumu1@town.hirogawa.wakayama.jp